

<<研究ノート>>

世界の憲法(1) 立憲君主国の憲法

齋藤 康輝

はじめに

憲法は、国家統治の基本法であり、国民の自由、権利を守るための人権保障の砦ともいえる。世界にはたくさんの国があるが(ちなみに現在、国連加盟国は193か国)、その国の数だけ憲法はある。

色々な国の憲法を調べる場合、まず比較法的アプローチを行うことになる。比較法とは、複数の法制度や法現象を比較する法学の分野であり、過去の法を比較の対象とする場合には、法史学と重なり合い、また法が実際にどのように機能しているかを比較する場合には、法社会学と関係する。立法や解釈の前提として行われる実用的なもの、理論的なものがある。

比較法の意義として、立法に際して、諸国の立法やその現実を比較し、その長短を比較衡量するということがあげられよう。大学の法学部ばかりでなく、内閣や国会の法制局も、各国の立法資料を収集し、比較研究を重ねている。ヨーロッパから法制度を継受した明治以降のわが国では、立法に際しては、ドイツやフランスのような母国法を始め、共通の法系に属するヨーロッパ諸国の立法例を参照するのが常であった。戦後はアメリカ法に対応する制度の研究も不可欠と考えられている。

つぎに、法の解釈にあたって、各国の制度における解釈・論争・判例・運用などを研究して、自国法の解釈の参考とするものがある。明治以来、法学者の書齋には、ドイツ、フランス、スイスなどの代表的な教科書・

世界の憲法(1) 立憲君主国の憲法

コンメンタールがそろえられ、法解釈学の論文は、これらの引用によって満たされた。戦後は英米の判例という大きな研究領域がこれに加わっている。

さらに、このような個々の制度の実用的研究を超えて、一国の法制度を全体として研究しようとする「ドイツ法」「フランス法」「英米法」などの講座が各大学に設けられ、これらの研究は当然のこととして自国法との比較を伴うため、比較法学と呼ばれて、基礎法学の一部に分類された。

上記のような研究は、いずれも法制度そのものの研究が主要目的で、「比較」はその派生物のような感があるが、それに対して、相異なる歴史や伝統をもち、異なった現代的課題をもった様々な社会の法を、それらの社会的・歴史的背景との関連で比較し、その中から人類社会の普遍性と個性、法の技術性と理念性というような問題に接近しようとする学問分野は、狭い意味での比較法学と呼ぶことができ、わが国でも、外国法とは区別された比較法学という講座が諸大学に設けられるにつれて、このような方向に向かっている。1900年パリで第1回大会が開催され、以後発展を続けている国際比較法学会の意図するところもそこにあり、視野の拡大とともに法人類学などとの関係も深まっている。

また、ここで法史学の意義についても確認しておきたい。法史学とは、過去の法現象、法制度、法的慣行、法観念、法思想等を研究する学問分野をいう。法制史学ともいう。法史学の主な対象領域としては、各国別の法の歴史（日本法史、ドイツ法史、イングランド法史等）のほか、ローマ法を始めとする古代諸法、教会法史、さらには比較法制史等がある。こうした法史学の中に憲法史学も含まれることになる。

このような学問領域を踏まえ、比較憲法史の意義について考えてみよう。自分の国の憲法をよく知るためには、他国の憲法を勉強する必要がある。そして当然のことながら、他国の憲法をよりよく理解するためには、その国の伝統に敬意を表し、その国の人びとが積み重ねてきた英知

の結晶 (= 憲法史) を学ばなければならないのである。

さて、本研究ノートにおいては、上記のような問題意識にもとづき、世界各国の憲法を概観していく。そして、将来的には「世界の憲法ダイジェスト」として一冊の書籍にまとめたいと考えているが、毎回5か国程度を取り上げ、そのくにながらを紹介するとともに、憲法の内容について論じていくこととしたい。なお、この原稿は、あくまで研究に供するための資料であり、論文ではない。しかしながら、学術性を損なうことなく、国家と憲法について述べることを目的としている点をご理解いただきたい。いわば、「世界憲法紀行」とでもいうべきものであり、世界中の憲法を知るための簡略な旅ガイドなのである。なお、各国の概要に関する記述は、後述のとおり外務省の資料による。

それでは本題に入ろう。第1回目の今回は、立憲君主制国家の憲法を紹介したい。まずはじめに、民主主義の母国であり、不文憲法の国でもあるイギリスを取り上げる。ちょうど今年(2012年)、エリザベス女王の即位60年を迎え、ロンドンオリンピックが開催されたという節目の年だったことに敬意を表し、トップバッターとしてご登場いただく。つぎに、イギリスのエリザベス女王を元首とするイギリス連邦諸国に属するオーストラリアとカナダの憲法について紹介する。この二国は、立憲君主国であるが、国家の意味を考えるにあたり、非常に興味深い共通の属性がある。また、アジアにおける立憲君主国の中から、昨年(2011年)、国王夫妻が訪日して話題になったブータン王国の憲法について取り上げる。最後に、ヨーロッパの小国リヒテンシュタインの憲法について考えてみたい。いずれも立憲君主制を採用する国ばかりであるが、読者諸氏におかれては、憲法における普遍性と特殊性を意識しながら、各国憲法の特徴を見ていただきたい。

1. イギリス (英国)

(1)イギリス (=グレートブリテン及び北アイルランド連合王国, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland) のくになら



一般事情

1. 面積：24.3万平方キロメートル（日本の約3分の2）
2. 人口：6,140万人（2008年）
3. 首都：ロンドン（人口約751万人）
4. 言語：英語（ウェールズ語，ゲール語等使用地域あり）
5. 宗教：英国国教等
6. 国祭日：女王公式誕生日（毎年決定される。6月の第2土曜日が多い。）
7. 略史

1066年 ノルマンディ公ウィリアム，イングランドを征服

1707年 スコットランド王国及びイングランド王国合併，グレートブリテン連合王国成立

1801年 グレートブリテン及びアイルランド連合王国成立

1858年 日英修好通商条約締結

1902年-1921年 日英同盟

1922年 グレートブリテン及び北アイルランド連合王国へ改称（南ア

イルランドの分離)

1952年 エリザベス二世女王即位

1973年 拡大EC加盟

1979年5月 サッチャー保守党内閣成立

1990年11月 メイジャー保守党内閣成立

1997年5月 ブレア労働党内閣成立

2007年6月 ブラウン労働党内閣成立

2010年5月 キャメロン保守党・自由民主党連立内閣成立

政治体制・内政

1. 政体：立憲君主制

2. 元首：エリザベス二世女王陛下（1952年2月6日即位）写真=80頁

3. 議会：上院及び下院の二院制

(イ) 構成

上院及び下院の二院制

下院（庶民院） 議席数：定数650議席 任期：5年（解散あり）

下院の党派別内訳（2012年3月現在）：保守党305議席，労働党253議席，自由民主党57議席，その他（議長，副議長等）35議席

上院（貴族院） 議席数：定数なし（2012年3月現在782議席）任期：終身

（上院は一代貴族，一部の世襲貴族，司教等から構成され，公選制は導入されていない。）

上院の党派別内訳（2012年3月現在）：保守党214議席，労働党235議席，自由民主党90議席，クロスベンチ（中立）186議席，その他57議席

(ロ) 選挙制度（下院）

有権者：18歳以上の英国国民，英連邦諸国民，又はアイルランド共和国国民で英国居住者

世界の憲法(1) 立憲君主国の憲法

被選挙権者：有権者と同じ。ただし、居住要件なし。

選挙区：小選挙区（650区）

投票方法：一人一票，秘密投票

前回の総選挙：2010年5月

4. 政府：キャメロン保守党・自由民主党連立内閣（2010年5月発足）

(1)首相：デービッド・キャメロン（保守党）写真=80頁

(2)副首相：ニック・クレグ（自由民主党）

(3)外相：ウィリアム・ヘーグ（保守党）

5. 内政

(1)2010年総選挙と連立政権の発足

3期13年の労働党政権の後，2010年5月に行われた総選挙の結果，保守党が第一党となったが，単独では過半数に達しなかった（650議席中307議席）。

選挙直後に，保守・労働の両党が第三党自民党と連立協議を行い，合意に至った保守党と自民党の連立政権が発足し，保守党のキャメロン党首が首相に就任した。自民党は57議席と総選挙前より議席を減らしたが，クレグ党首が副首相に就任したほか，計23人中5人の閣僚ポストを得た。なお，英国において連立政権が発足するのは第二次大戦後初である。

(2)連立政権発足後

連立政権は，妥協の産物と見る向きはあるものの，広範な分野における詳細な連立合意文書に基づき，財政再建策や各種公共サービス改革案を矢継ぎ早に打ち出した。その背景には，新政権に対する国民の期待感や，財政赤字削減の必要性についての国民の理解があったとされる。個々の政策では，民意の把握や情報の発信の不足による政策の変更・撤回が度々見られたものの，政権が最重要課題と位置づける財政再建の方針は揺らいでいない。全体として，連立政権は予想以上に順調に運営されてきたとの評価を得ているが，ユーロ危機を巡る対欧州政策等を巡り，両

党の足並みが乱れる場面も見られる。

(3)最近の動き

2011年に入ると、付加価値税の引き上げが実施されたばかりでなく、歳出削減の具体的な「痛み」に反発する声も報じられるようになり、政党支持率では野党労働党が首位となる状況が固定化した。また、大衆紙盗聴事件やロンドン市内の暴動・略奪事件等、英国社会を揺るがす事件も発生した。2012年に入ると、予算案の内容や党大口献金者優遇の発覚等により、「金持ち優遇」との批判や、各種政策の打ち出し方や事案への批判もなされている。政権にとっては、次期総選挙に向けて、経済回復が至上命題となっているが、ほぼ横ばいの経済成長、上昇傾向にある失業率、高止まりするインフレ率等の問題を抱えている。加えて、欧州をはじめとする最近の世界的な経済の悪化により、英国経済の先行きに対する不透明感が増しつつあり、連立政権に対して、経済成長政策の強化を求める声が高まりつつある。

6. 英国王室

2012年、女王エリザベス二世陛下は在位60周年を迎え、各種行事が展開されている。

外交・安全保障

1. 外交・安全保障政策の概要

(1)連立政権の外交方針

2010年5月に発足したキャメロン政権は、ブレア政権初期に保守党党首を務めたヘグ外相の下で、「英国らしい外交政策 (distinctive British foreign policy)」を標榜している。これは、「ネットワーク化した世界」において、外交を繁栄の確保のために利用し、各国との二国間関係を強化し、英国の価値を推進するために英国文化の魅力を活用し、21世紀の豊富な機会を組織的かつ長期的観点から最大限活用するという考え方である。具体的には、(ア) 経済外交の推進、(イ) 新興経済諸

世界の憲法(1) 立憲君主国の憲法

国や日本を含む、米・EU諸国以外の国々との関係強化及び英連邦（コモンウェルス）の活用、(ウ)各省庁の国際的業務に一貫性をもたせるための外務省の役割強化等が挙げられている。また、政権発足翌日には、国家安全保障会議（NSC）が発足し、当時の外務事務次官が安全保障担当首相補佐官に就任する等、外交・安全保障面での一元的な取組みが強く意識されている。

新政権発足前は、保守党の欧州懐疑主義が政府の対EU政策の前面に出ることを懸念する声もあった。政権発足後は、イデオロギーにとらわれない実用主義的な立場とも評される外交政策が進められる中で、EUに対する更なる権限移譲には反対しつつ、実務面では積極的に協働していく姿勢を鮮明にしている。

政権発足後二日目にしてヘーグ外相が訪米するなど、新政権発足以来、活発なハイレベルでの外交活動が繰り返されている。キャメロン首相も積極的に外遊を行っており、特に、インド及び中国には複数の閣僚及び大規模なビジネス代表団が同行し、新政権の新興経済諸国重視の姿勢を強調した。

(2) 連立政権の対日姿勢

2012年4月10日、キャメロン首相が、英国首相の二国間訪問としては9年ぶりに訪日し、両国首脳は「共同声明～世界の繁栄と安全保障を先導する戦略的パートナーシップ」を発表し、日英両国が、アジア及び欧州それぞれにおいて、相手国の最も重要なパートナーであるとし、経済的・社会的繁栄と防衛・安全保障の各分野における、二国間協力の推進等を確認した。

ヘーグ外相は、日本は「アジアにおける最も緊密なパートナーである」として日英関係を再活性化させるとしているほか、日本の国連安保理常任理事国入りを支持すると明言している。同外相は、2010年7月15日・16日に訪日した。その際、就任以来2度目となる外交政策スピーチを東京において行った。経済外交に焦点が当てられた同スピーチでは、日

本の重要性とともに、アジア、ラテンアメリカ、湾岸諸国、欧州最大の新興経済国家であるとしてトルコとの関係強化が謳われた。

(3) 諸分野における政策

2010年10月には、「不確実性の時代における強い英国」と題する国家安全保障戦略が発表された。同戦略においては、優先的に取り組む脅威として、テロリズム、サイバー攻撃、大規模自然災害・事故、国際的軍事危機が挙げられた。個別の地域問題について見てみると、中東・北アフリカ情勢については、対リビア軍事行動を含め、主導的な役割を果たすべく努めている。アフガニスタン問題については、現在アフガニスタンで活動している国際部隊の2014年末までの撤収に向け努めるとともに、我が国等と、同国に対する国際的支援を主導している。対欧州関係では、2011年12月の欧州理事会において、ユーロ危機対応のため検討されたEU基本条約の改正に1国のみ反対した。その結果作成された新たな政府間協定（いわゆる「財政協定条約」）も締結しない意向を明らかにしている。

2. 国防予算等

(1) 国防予算（2011 / 2012年）約396億ポンド（英国財務省）

(2) 兵役 志願制

(3) 兵力 陸軍約10万人、海軍約3.5万人、空軍約4.0万人（ミリタリー・バランス2012）

以上、外務省「各国・地域情勢」HP (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/uk/data.html>) を参照し、一部加筆した。

(2) イギリスの憲法

1 イギリス憲法の歴史的展開

(1) 法源

世界の憲法(1) 立憲君主国の憲法

イギリスは成文憲法典をもたず、憲法的規範が極めて多様な法源からなり立っている。成文法としては、マグナ・カルタ、権利請願、権利章典などがあり、また判例法も重要な法源である。

さらに、憲法上の慣習（憲法典には書かれていないが、憲法に関係した事項につき長期にわたり反復され、形成されてきた実例で、国民によって一種の規範としての価値を認められたもの）のもつ意義も大きく、憲法の生成と、その運用に対し強い影響を及ぼしている。このような複雑な法源に対しては、その生成の背景、その後の解釈運用を無視しては理解することはできない。

(2)マグナ・カルタ

イギリス国王ジョンが、バロン（国王からの直接受封者）たちの要求を入れて、1215年6月15日に与えた勅許状をマグナ・カルタという。または大憲章とも呼ばれる。前文及び63カ条からなり、その主たる内容は、国王大権の濫用禁止、正当な裁判手続の保障、課税権の制限などを含む封建契約の再確認である。このときは強迫を理由に無効を宣言されたが、1216年・1217年と1225年に修正の上発布され、1225年のものがその後何度も確認されて、最古の現行法として法規集に掲載されている。

元来、「長大な」特許状を意味したにすぎないものが、「イギリス人の自由の守護神」という意味で憲政史上重要な文書とされたのは、清教徒革命前夜のクックによる近代的解釈に負う。

(3)権利請願

権利請願とは、1628年、イギリスにおいて王権神授説に基づき国王主権を主張するチャールズ1世に対して、人民の憲法上の権利を主張するために、イギリス議会下院の有力者たちが作成した国王への請願書のことをいう。クックが起草したといわれている。下院の圧力によって貴族院をも同意させた上、国王に提出して、ついに署名させることに成功した。

その主な内容は、国王が議会の承認なしに租税を賦課し、又は財産を徴収することを禁止し、また人身の自由を保障させようとしたことにある。それは絶対王制の打倒と議会主権の確立の第一歩を意味し、イギリス憲法の重要な一部をなす。また、国王の至上権の主張に対して、中世の法の支配の原則によりながら王権の制限を試みたものとして、コモン・ローの発展史上からも重視される。

(4) 権利章典

権利章典は、1688年の名誉革命によって、1689年にイギリス議会において制定された法律の名称である。イギリスでは、マグナ・カルタや権利請願と並ぶ最も重要な憲法的法律である。

内容は、イギリス議会がオレンジ公ウィリアムをオランダから迎立した際に、国王も否定することのできない議会の諸権利を規定したものである。これによれば、国王は、議会の同意なしには、法律の効力を停止したり、法律の適用を免除したり、常備軍を設置したり、課税したりすることができないことになっている。さらに、国民の請願権、議会における議員の免責特権、人身の自由に関する諸規定も含まれている。

権利章典の考え方は、その後広く影響力をもち、アメリカ合衆国の権利章典、フランスの権利宣言に強い影響を与えた。

2 イギリス憲法の特徴

(1) 議会主権

これは、国王・貴族院・庶民院の三者の統一体である議会に主権を認め、議会制定法に最高の法的効力を与える考え方である。違憲審査制がないため、その時々議会は、「女を男にし、男を女にする以外はすべてをなしうる」と表現されるように、いかなる法をも制定し、改廃することができる。しかし、議会も事実上、不文憲法を構成する法律や憲法習律には拘束されるし、普通平等選挙制の下では、世論に従わなければならない。

世界の憲法(1) 立憲君主国の憲法

この状態は、「法的主権は議会にあるが、政治的主権は選挙民にある」と表現される。

(2)議院内閣制

イギリスは世界で最も早く議会制度を確立した国であり、18世紀には内閣が議会に対して責任を負う責任内閣制が成立し、議院内閣制に発展した。

3 法の支配と立憲主義

(1)概要

国王権力も法に制約されるという中世の法の支配の思想は、17世紀に至ってコモン・ローの支配の思想に転化し、立憲主義の原理として成長した。その後、テューダー王朝(1485～1603)の絶対王制、クロムウェルの共和制を経て、1688年の名誉革命によってイギリスは近代憲法の時代に入った。

(2)法の支配

「人の支配でなく法の支配を」(羅 Non sub homine, sed sub lege.)あるいは「王(rex)の支配でなく法(lex)の支配を」(羅 Non sub rege, sed sub lege.)という原則が法の支配である。中世的法観念に由来し、英米法の伝統をなす。

「王も神と法の下に立つ」というブラクトンの言葉は、スチュアート朝の絶対主義との対立の過程でクックに援用された。名誉革命以後この原則は確認され、通常裁判所の支配、公法を適用する独自の行政裁判所の否定などがこの原則から導かれた。アメリカ合衆国最高裁判所が判例法として確立した違憲立法審査権はこの原則の帰結であるとされ、アメリカの立憲主義の核心とされる。

行政裁判所制度と結びついた大陸の法治国家思想との異同については、種々議論がある。

(3)コモン・ロー (common law)

様々な意味で用いられるが、広義には、ローマ法・カノン法・現代大陸法と区別して、アングロ・サクソン系の諸国において妥当しているイギリス法体系をいう。この場合は英米法とほぼ同義である。

しかし、英米でコモン・ローというときは、立法府によって新しく定立された制定法体系に対して、判例法の形で蓄積されてきた慣習法体系を指すのが普通である。また、宗教裁判所法 (ecclesiastical law) と区別して、世俗法一般を指すこともあり、狭義には、世俗慣習法体系のうちで、大法官裁判所で発達してきたエクイティ (衡平法) の法理 (その代表的なものは信託法理) に対して、王座裁判所などの通常の裁判所によって発展させられた法理を意味することも少なくない。

4 イギリス憲法の将来

(1) EC (EU) 加盟と憲法

イギリスは1973年にヨーロッパ共同体 (EC) に加盟した。イギリス以外の国々はすべて成文憲法をもち、またECも成文の条約を基礎に欧州統合を進めたので、不文憲法国のイギリスとの間に混乱が生じた。これを解決するために、イギリス国内に、イギリスも成文憲法典をもつべきだとする意見がある。

(2) EU 憲法

欧州連合 (EU) は、2004年6月18日、25カ国に拡大した大欧州の基本法になる「EU憲法」条約を全会一致で採択した。5月に中東欧など10カ国が新加盟し、人口約4億5000万人、域内総生産で米国に迫る規模になったことを踏まえ、EU大統領や外相職を新設し、巨大化した組織の意思決定を迅速にするため、新たな多数決ルールを設け、また欧州議会の役割を強化するなど、市民の参加を促す仕組みを採用した。

そして、EU憲法は、各国議会や国民投票による批准にかけられ、全加盟国の承認を経て発効する予定であったが、各国で批准が得られず、発効にいたっていない。イギリスにおける国民投票も実施されていない。

世界の憲法(1) 立憲君主国の憲法

(3)イギリス連邦諸国の憲法

イギリス本国及び以前イギリス帝国の領土であったつぎの3種の独立国によって構成される特殊な国家結合がイギリス連邦である。正式には、コモンウェルス (Commonwealth) という。現在、54カ国からなる。第1にイギリス本国と元首を共通にする国 (カナダ、オーストラリア等)、第2に共和制をとる国 (インド等)、第3に独自の君主制をとる国 (マレーシア等) がある。

連邦構成国間は、相互に対等であり、対外的には各々は独立の地位を有するが、イギリスの王冠を「自由な結合の象徴」とみなし、特殊な関係を形成している。これらの国々の憲法は、当然のことながらイギリス憲法の影響を受けている。

*イギリス憲法の条文セレクト

マグナカルタ第1条

「朕は、第一に、イングランド教会が自由であり、その権利および自由全体が不可侵であることを神に認め、朕および朕の相続人のために本憲章によって永久に確認する。朕は、朕および朕の相続人のために、以下に列挙された自由が、朕の王国のすべての自由市民およびその相続人に対して彼らおよびその相続人が永久に所有しつづけるものとして認め、与える」。

同第29条

「いかなる自由人も、同輩の合法的裁判、または国の法によらないかぎり、逮捕または監禁されたり、自由保有権、自由、自由な慣習を奪われたり、または法の保護を奪われたり、追放されたり、またはその他の方法で害されたりすることもなければ、我らが当人のもとに出向いていったり、糾弾したりすることはない。我らは誰にも司法または正義を売らず、何人に対してもこれを拒否したりまたは遅延させたりしない」。

権利章典 (一部抄訳)

「ウエストミンスターに召集された聖職貴族ならびに世俗貴族および庶民は本王国のすべての領土を合法的に完全かつ自由に代表して、1688年2月13日、当時、オレンジ公ウィリアム殿下およびメアリ妃殿下の名前で呼ばれ、そのように知られていた両陛下のじきじきのご臨席のもと、前述の貴族および庶民によってなされた書面による一定の宣言を以下のような文言によって行う（以下、省略）」。

1911年議会議法前文

「議会議法両院の関係を規律するために規定が制定されることが便宜であるので、

さらに、現行の貴族院を世襲ではなく国民を基礎とする第2院に置き換えることが意図されているものの、そのような代替はただちに実施されえないので、

さらに、新たな第2院の権限を制限し限定する代替を実現するために、議会によって条項が制定されることが要請されるが、貴族院の現行の権限を規制するために本法において条項を制定することが便宜である」。

1981年最高法院法第1条

「(1)イングランドおよびウェールズの最高法院は、控訴院、高等法院、刑事法院で構成され、それぞれ本法およびその他のいずれかの法の下で付与される管轄権を有する。

(2)大法官は最高法院の長である」。

1998年人権法第2条第1項

「条約上の権利との関係で生じる問題を決定する裁判所および審判所は、以下のいずれについても考慮に入れなければならない。

- (a) ヨーロッパ人権裁判所の判決、決定、宣言または勧告的意見
- (b) 条約第31条に基づき採用された報告書に付与されている委員会の意見
- (c) 条約第26条または27条第(2)項に関わる委員会の決定

世界の憲法(1) 立憲君主国の憲法

(d) 裁判所または審判所の見解によって当該問題が生じている訴訟に関連する限りで、条約第 46 条に基づく関係委員会の決定が存在する場合」

(以上、邦訳は、初宿正典、辻村みよ子編『新解説 世界憲法集』(三省堂より))

2. オーストラリア

(1)オーストラリア連邦 (Australia) のくにかがら



一般事情

1. 面積：769 万 2024 平方キロメートル（日本の約 20 倍、アラスカを除く米とほぼ同じ）
2. 人口：約 2,215 万人（2009 年 12 月。豪州統計局）
3. 首都：キャンベラ（人口約 35 万人）
4. 民族：アングロサクソン系等欧州系人が中心
5. 言語：英語
6. 宗教：キリスト教 64%、無宗教 19%（2006 年国勢調査）

7. 略史

1770年 英国人探検家クックが現在のシドニー郊外、ボタニー湾に上陸、英国領有宣言。

1788年 英国人フィリップ海軍大佐一行、シドニー湾付近に入植開始、初代総督に就任。

1901年 豪州連邦成立（六つの英国植民地が憲法を制定。連邦制を採用）。(現在6州2特別地域)

1942年 英国のウェストミンスター法受諾（英国議会から独立した立法機能取得）。

1975年 連邦最高裁の英国枢密院への上訴権を放棄。

1986年 オーストラリア法制定（州最高裁の上訴権を放棄する等英国からの司法上の完全独立を獲得）。

政治体制・内政

1. 政体：立憲君主制

2. 元首：エリザベス二世女王（英国女王）。但し、通常は連邦総督（2008年9月5日、クエンティン・プライス前クイーンズランド州総督が就任）が王権を代行。

3. 議会：二院制

上院（定員76、任期6年、議席配分：保守連合34、労働党31、グリーンズ9、無所属2）

下院（定員150、任期3年、議席配分：労働党72、保守連合73、グリーンズ1、無所属4）

4. 政府

(1)首相 ジュリア・ギラード（労働党）（2010年6月24日就任、2010年8月第2次ギラード政権発足）写真=92頁

(2)外相 ケビン・ラッド（労働党）

5. 内政

世界の憲法(1) 立憲君主国の憲法

(1)連邦議会においては自由党及び国民党からなる保守連合と労働党が二大勢力として拮抗（二大政党制による議院内閣制）。

(2)2007年11月の総選挙でラッド氏率いる労働党は、1996年3月以来4期に亘り政権を維持してきたハワード氏率いる保守連合をやぶり、政権の座に返り咲いた。2010年6月、支持率が続落していたラッド首相に代り、ギラード首相が就任。8月21日に総選挙が実施され、いずれの党も過半数を取れず、労働党がグリーンズ1名と無所属議員3名を取り込み、第2次ギラード政権が発足。

(3)連邦の立法権限は、憲法により国防、外交、通商、租税、通貨、移民等の特定の事項に限定されており、その他は州の権限。

外交・国防

1. 外交基本方針

対米同盟を基軸とすると共に、アジア・太平洋を外交・貿易政策上の優先地域に位置づける。創造的なミドルパワー外交を唱え、G20、国連等の多国間枠組みを活用するマルチ外交も重視。貿易面では、APEC及びWTOを通じた多角的自由貿易体制強化や二国間及び多国間自由貿易協定の推進に熱心。

2. 軍事力

(1)予算 約257億豪ドル（GNP比2.0%、2010～2011年度予算）

(2)兵役 志願制

(3)兵力（現役兵力約57,300名） 陸軍28,800名、海軍14,200名、空軍14,200名

以上、外務省「各国・地域情勢」HP（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/australia/data.html>）を参照し、一部加筆した。

(2)オーストラリアの憲法

1 オーストラリアの憲法 (Commonwealth of Australia Constitution Act)

オーストラリアのイギリスからの独立と連邦結成の法的根拠であり、全9条から構成されるイギリスの議会法として制定された。1890年代に全オーストラリア植民地からなる連邦設立の要求が高まり、憲法制定会議を経て、憲法が起草された。1899年の住民投票により各植民地の賛同を得て、この憲法を含む法案が1900年7月にイギリスの下院を通過した。この法律は1901年1月1日に正式に施行された。かつての植民地を州(State)とし、州の統合体としての国家オーストラリア連邦が発足した。

連邦は外交、防衛、海上交通、移民、郵便電信、課税、通貨、婚姻、年金、州際間の労働仲裁など憲法で定められた権限のみを受け持ち、その他の権限、公共事業、教育、衛生、警察などはすべて州の主権に残された。

同憲法第9条にオーストラリア憲法の全条文128条が掲げられている。すなわち、イギリスの法律の中にオーストラリア憲法が含まれている(くるまっている)。まさに「カンガルー憲法」と言ってよいだろう。

2 オーストラリアの政治制度

(1) 議会制度

立憲君主の国家体制だが、二院制を導入した議会政治が行われている。形式上、元首の代行は連邦総督が務め、国会の要請により両院同時解散などを行使する権限を持っているが、オーストラリアは、法的には完全にイギリスから分離された独立国家である。選挙で選ばれた国会議員が、国政を司る。オーストラリアの選挙は18歳以上の国民の義務になっており、有権者の投票率は毎回90%を超えている。

(2) 立憲君主制

オーストラリアの元首はエリザベス2世女王(イギリス女王)で、政

世界の憲法(1) 立憲君主国の憲法

体は立憲君主制といえる。1901年に制定されたオーストラリア憲法では、連邦の執行権は女王に属し、通常は連邦総督が王権を代行する。連邦の立法権は女王、上院および下院で構成される国会によって行使される。1986年にオーストラリア法が制定され、法的にイギリスから完全に独立した。

(3)議会制民主主義

オーストラリアは、民主主義国家で、国政は選挙によって選出された国会議員が行う。国会は二院制を採用しており、下院（House of Representatives）、上院（Senate）の両院からなる。下院で過半数を獲得した政党が政権を獲得、閣僚は両院から任命される。行政、立法、司法は主としてイギリスの制度に基づいているが、上院の制度はアメリカをモデルとしている。

下院は、全国の小選挙区から1人ずつ選出され、憲法では上院の約2倍の定数になるよう規定されている。任期は3年。解散により任期が短縮されることもある。定数は150議席である。

上院は、各州が同数の議員を選出する。6州からは各12議席、北部準州と首都特別地域からは各2議席が選出され、定数は合計76議席である。任期は各州選出議員が6年、北部準州と首都特別地域からの議員は下院総選挙日から次の総選挙まで（約3年）となっている。総督の権限において、両院同時解散させない限り、通常、上院は解散されることはない。

*オーストラリア憲法の条文セレクト

オーストラリア連邦の憲法を制定する法律（1900年7月9日制定）
前文

「ニュー・サウス・ウェールズ、ヴィクトリア、サウス・オーストラリア、クインズランドおよびタスマニアの人民は、畏れ多くも全能の神の恩寵により、グレート・ブリテンおよびアイルランド連合王国国王、

ならびにここに制定される憲法のもとに、単一不可分の連邦国家に合一することに合意したことのゆえに、

また、女王の、ほかのオーストラレイシアの植民地または領地を連邦に加入させるための規定を定めることが適切であるがゆえに」、

同制定書き

「卓越し給う女王陛下は、本議会に参集した正俗の貴族院議員および庶民院議員の助言と同意に基づいて、かつ、それらの権威により、次のとおり定める」。

同第1条

「この法律は、オーストラリア連邦憲法法として引用することができる」。

同第9条

「連邦憲法は、以下のとおりである」。

同第9条のなかに定められた「憲法」第2条

「総督は、女王が任命し、連邦における女王陛下の名代となる。総督は、女王陛下が付与し給う女王の権能を有し、女王の御意にかなう限り、この憲法に従って、連邦においてその権能を行う」。

(以上、邦訳は阿部照哉、畑博行編『世界の憲法集（第4版）』（有信堂より）

3. カナダ

(1)カナダ (Canada) のくにから



一般事情

1. 面積：997.1 万平方キロメートル（世界第2位、日本の約27倍）
2. 人口：約3,161万人（2006年国勢調査）
3. 首都：オタワ
4. 言語：英語、仏語が公用語
5. 宗教：ローマン・カトリック教（加国民の約半分近く）
6. 国祭日（2010年）：7月1日 Canada Day（建国記念日）
7. 略史

1867年 英領北アメリカ法によりカナダ連邦結成（自治が認められたが、外交権及び憲法改廃権は英国に帰属）

1926年 バルフォア宣言により、英国から外交権を獲得

1982年 1982年カナダ憲法により、英国から憲法改廃権を完全移管

政治体制・内政

1. 政体：立憲君主国。イギリス型議院内閣制と連邦主義に立脚。

2. 元首：エリザベス二世女王（但し、総督が女王を代表、現総督はデービッド・ジョンストン）

3. 議会：二院制（上院 105 名，下院 308 名）

(1)上院：[議長 ノエル・キンセラ(ニュー・ブランズウィック州出身、保守党)]

ア 首相の助言により総督が任命（75 才定年）

イ 勢力分野（2010 年 10 月時点，定員 105 名）

保守党 51，自由党 49，その他 5

(2)下院：[議長 ピーター・ミリケン（オンタリオ州出身，自由党）]

ア 小選挙区制（任期 5 年）

イ 勢力分野（2010 年 10 月時点，定員 308 名）

保守党 143，自由党 77（下院議長を含む。）（注），ブロック・ケベコワ 48，新民民主党 36，その他 4

（注）2008 年 11 月 18 日，第 40 回連邦議会が開会し，下院議長を
選出する投票が行われ，ピーター・ミリケン下院議員が再選された。

4. 政府

(1)首相 スティーブン・ハーパー首相（保守党）写真=98 頁

(2)外相 ローレンス・キャノン外相（保守党）

5. 内政

(1)2006 年 1 月 23 日に行われた第 39 回連邦総選挙において，ハーパー党首率いる保守党は，重点分野として腐敗防止，減税，育児支援，医療制度改革，犯罪防止の 5 点を公約に掲げ，マーティン首相（当時）率いる自由党に勝利した。同年 2 月 6 日にハーパー首相が就任し，12 年ぶりに保守党が自由党から政権を奪回したが，同党議席は過半数（155 議席）に及ばず，カナダ憲政史上 11 度目の少数政権の誕生となった。

(2)ハーパー首相は，前マーティン政権下で 37 名であった閣僚数を 32 名に減少させるなど「小さな内閣・小さな政府」作りを行い，前政権との違いを表明した他，閣僚の出身地域バランスへの配慮を見せた。なお，

世界の憲法(1) 立憲君主国の憲法

ハーパー内閣では、ベバリー・J・オダ民族遺産・女性の地位問題相が初の日系カナダ人として入閣した。また、ハーパー首相は、州政府との対話関係、協力関係の深化拡大を重視し、特に、ケベック州との関係重視の姿勢を打ち出した。

(3)ハーパー首相は、就任以来、2007年1月、同年8月、2008年1月、同年6月に、それぞれ国務相の設置や、国防・環境政策の強化等を目的とする内閣改造を行いつつ、選挙公約を着実に実施してきたが、2008年9月、下院議会を解散。同年10月14日、第40回連邦総選挙が行われ、保守党は、過半数の議席獲得は再び逃したものの、議席数を16議席増加させて勝利。

(4)2009年11月に4つの選挙区で行われた連邦補欠選挙の結果、ハーパー首相率いる保守党は下院における議席数を145へと増やしたものの、2010年4月、保守党議員1名が無所属に移籍したため、また、8月に保守党議員1名が辞職したため、現在の保守党議員議席数は143。

(5)ハーパー首相は、景気刺激策の第二段階実施へ向けた準備として2010年1月に内閣改造を実施した。また、同年8月にも内閣改造を実施した。

外交・国防

1. 外交基本方針

カナダは伝統的に緊密な米加関係を背景に国連、NATO、G8、米州機構等多国間の場を活用した外交を展開。平和構築構想（紛争予防、復興支援）を打ち出すとともに、国連平和維持活動、対人地雷問題、人間の安全保障の推進等に積極的に取り組んできた。

ハーパー政権の優先課題は内政に集中しているが、対米関係を重要な施策の1つとして捉えており、対話重視の協調路線を指向。また、前自由党政権によるアフガニスタンへの積極的な関与を基本的に継承し、同国への加軍派遣を重視。さらに、国防能力の強化を表明している。

2. 国防

- (1) 予算 180 億加ドル (2009 年)
- (2) 兵役 なし
- (3) 兵力 約 65,000 名の統合軍

以上、外務省「各国・地域情勢」HP (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/canada/data.html>) を参照し、一部加筆した。

(2) カナダの憲法

1 カナダの憲法

(1) カナダ憲法の成立

1867 年にカナダ憲法が成立したとき、イギリス議会は「1867 年北アメリカ法」を制定し、それによって、連邦の権限と各州の権限の間の境界が定められ、二院制をとる連邦議会の構成と権限などが定められた。

カナダの憲法は、イギリスと同様に若干の基本法や裁判所の判例や政治的慣習から成り立っているが、「1867 年北アメリカ法」は最も重要な基本法であった。この法はイギリスの法であるため、カナダ側に修正や廃止の権限がなく、それは必ずしもカナダの自主独立を脅かすものではなかったが、第 2 次大戦後国際的地位を高めたカナダでは、憲法のカナダ化の要求が高まり、紆余曲折の末、1982 年になってカナダ議会が改正権を持つカナダ憲法の制定に成功した。

(2) 1982 年カナダ憲法

このカナダ憲法は、第 1 に「1867 年北アメリカ法」を「1867 年憲法」とよびかえてそのまま継承し、第 2 に新たに権利章典を付け加え、第 3 に憲法改正の手続きを明記した。この「1982 年憲法」をイギリスが承認し、憲法のカナダ化は完了したが、ケベック州は批准を拒否し、ケベック州の同意のないまま発効され、現在に至っている。

2 カナダの憲法政治

(1)カナダ政府

カナダ政府は連邦制を採用する民主主義政府である。連邦制とは、国家共通の目的に関しては1つの主権の下に統合した連邦政府が対応し、各地域特有のニーズについては各州政府が対応する制度といえる。このような政府の形体は、カナダの広大な国土、文化の多様性、司法制度や言語の二元性に配慮するものとなっている。

カナダには、連邦、州および準州、市町村という3つのレベルの政府がある。連邦政府においては、選挙によって選出された首相と閣僚が構成する内閣が主要な意思決定を行う。連邦政府は、他の選挙によって選出された州および市町村の議員、カナダ国民との協議により、国家の民主的な統治制度を統括する。

カナダ連邦政府の主な役割は、国全体の経済の安定を図り、支えることである。また、国防、外交、国内外の通商と貿易、移民、銀行および金融制度、刑法、漁業などを管轄し、さらに航空、船舶、鉄道、通信、原子力エネルギーなどの産業を監督する。また、州および準州政府は、連邦政府と同様に省庁を持ち、教育、財産権や公民権、裁判所、病院、州内の天然資源、社会保障、医療および地方自治体制度などの分野を管轄する。最近、連邦政府は幾つかのプログラムとサービスについて州政府の管轄を増やす移管作業を進めている（たとえば、労働市場に対応する職業訓練、鉱業や林業の開発などの分野）。

地方や地域の政府は、教育、土地開発、地域の商業規定、市民および文化活動などの分野で大きな役割を果たしており、地方や地域の政府の構造は地域により異なる。

(2)政治機構と司法制度

カナダは、立憲君主制、連邦制、議会制民主主義の国で、10の州と3つの準州から成り、英語とフランス語の2つの公用語がある英国女王エリザベス2世がカナダの女王であり、君主である。女王は代理

を務めるカナダ総督にその権限を委任している首相と内閣が最高の権限を行使する。

立法権は、上院と下院の2つから成る議会にあり、上院は任命された上院議員で構成され、下院は普通選挙により選出された下院議員（各選挙区1名）で構成されている。主要な立法機関である下院は、通常4年毎に選挙が行われ、任期は最長5年である。有権者は各選挙区の議員を選び、下院で最も多くの議席を獲得した党が政権を掌握する。

ところで、カナダ憲法は連邦制を確立し、連邦政府の機能と権限を規定している。連邦政府は、外交政策、国際貿易、国防、漁業、運輸と通信、税制、金融制度、銀行、刑法、移民、人権など、国家全体の問題を管轄する。州政府は、裁判所、公民権、天然資源、州の税制、教育、文化、地方自治体などの分野を管轄する。また、連邦政府と州・準州は環境問題に対して責任を共有し、各州・準州政府にはそれぞれ、普通選挙により選出される州議会がある。

そして、憲法には、カナダ住民の基本的権利を定めた「権利と自由の憲章」が含まれる。「憲章」は表現と宗教の自由、民主的権利、移動と言語の権利を守り、性別、人種、民族、精神的または身体的障害などによる差別から市民を守るものである。

また、カナダには2つの法制度がある。すなわち、イギリス式のモンローおよびケベック州の民法である。連邦法、10州のうち9州の州法、準州法はモンローに基づいている。

*カナダ憲法の条文セレクト

1867年憲法前文

「カナダ、ノヴァ・スコシアおよびニュー・ブランズウィックの植民諸州は、グレート・ブリテンおよびアイルランド連合王国の王位の下に、連合王国の憲法と同じ原理の憲法を有する1つの自治領に結合したい旨の希望を表明したので、(以下省略)」

世界の憲法(1) 立憲君主国の憲法

1867年憲法第9条

「カナダの政府および執行権は、引続き女王に帰属する」。

1982年憲法第1条

「『権利及び自由に関するカナダ憲章』は、自由で民主的な社会において明確に正当化され得る合理性を持ち、かつ法で定める制限にのみ服することを条件に、この憲章で規定する権利および自由を保障する」。

同第16条第1項

「英語およびフランス語はカナダ連邦の公用語であり、連邦議会および連邦政府のすべての機関における使用に関し、同等の地位、権利および特権を有する」。

同第25条

「この憲章における権利および自由の保障は、次の各号に掲げられたものを含むカナダの先住民族に関するその先住民族としての、条約上の、もしくはその他による権利もしくは自由を廃止し、またはそれらを減ずるものと解釈されてはならない（以下省略）」。

同第35条

「(1)カナダ連邦の先住民族の現に有する先住民族としての権利または条約上の権利は、ここに承認され、確定される。

(2)この法律において、「カナダ連邦の先住民族」とは、カナダのインディアン、イヌイトおよびメティスをいう（以下省略）」。

(以上、邦訳は、初宿正典、辻村みよ子編『新解説 世界憲法集』（三省堂より）

4. ブータン

(1)ブータン王国 (Kingdom of Bhutan) のくにから



一般事情

1. 面積：約 38,394 平方キロメートル（九州とほぼ同じ）
2. 人口：約 70.8 万人（ブータン政府資料 2011 年）
3. 首都：ティンブー（Thimphu）
4. 民族：チベット系，東ブータン先住民，ネパール系等
5. 言語：ゾンカ語（公用語）等
6. 宗教：チベット系仏教，ヒンドゥー教等
7. 略史

17 世紀，この地域に移住したチベットの僧侶ガワン・ナムゲルが，各地に割拠する群雄を征服し，ほぼ現在の国土に相当する地域で聖俗界の実権を掌握した。

19 世紀末に至り東部トンサ郡の豪族ウゲン・ワンチュクが支配的郡長として台頭し，1907 年，同ウゲン・ワンチュクがラマ僧や住民に推され初代の世襲藩王に就任，現王国の基礎を確立した。1952 年に即位した第 3 代国王は，農奴解放，教育の普及などの制度改革を行い，近代化政策を開始したが，1964 年，地方豪族間の争いに起因する当時の首

世界の憲法(1) 立憲君主国の憲法

相暗殺や、その後に任命された首相による宮廷革命の企み発覚を契機に、首相職が廃止され、国王親政となった。1972年に16歳で即位した第4代国王は、第3代国王が敷いた近代化、民主化路線を継承・発展させ、王政から立憲君主制への移行準備を主導した。2006年12月、第4代国王の退位により、現国王（第5代目）が王位を継承し、2007年12月及び2008年の総選挙を経て、2008年4月に民主的に選出されたティンレイ政権が誕生し、5月には国会が召集され、7月に憲法が施行され、王政から議会制民主主義を基本とする立憲君主制に移行した。2008年11月に、現国王の戴冠式が行われた。

政治体制・内政

1. 政体：立憲君主制

2. 元首：ジグメ・ケサル・ナムギャル・ワンチュク国王陛下（第5代）

写真=105頁

3. 議会：二院制（上院25議席，下院47議席）

4. 政府

(1)首相 ジグミ・ティンレイ

(2)外相 ウゲン・ツェリン

5. 内政

(1)第4代国王主導により、90年代末から憲法制定委員会の設置など、議会制民主主義への移行準備が進められ、2006年12月に即位した第5代国王の下、2007年12月に上院議員選挙が、2008年3月に下院議員選挙が実施された。これを受け、憲法草案に基づき、2008年4月、下院議員選挙において勝利したブータン調和党（DPT）のジグミ・ティンレイ党首が国王により首相に任命され、新内閣が発足した。2008年5月、新国会が召集され、憲法等の法案審議が開始され、7月、憲法が採択された。

(2)2011年5月、民主政権下初の地方選挙が予定されていたが、立候補

者の政党離脱手続きの不備問題が相次ぎ、実施が危ぶまれた。これに対し、関係者からの訴えに応えるかたちで、国王から、国家の調和、憲法の尊敬、法の強化、民主主義の成功の観点から関係者間の協議を促す布告が発出され、最終的に同年6月に地方選挙を実施。全国20県にまたがる205郡議会、16県の県庁所在地代表（ティンブー県、チュカ県、サルバン県、サムドゥブ・ジョンカル県を除く）、欠員となっていた地区長が選出された。同年12月には欠員補充のための第2次地方選挙が実施された。

(3)インドと国境を接する南部地域では、90年代末以降インド・アッサム州での分離独立運動を行っている過激派組織が進入したため、2003年にブータン政府により掃討のための軍事作戦が行われている。

6. 王室

2011年10月13日、古都プナカ市で、ジグミ・ケサル・ナムギャル・ワンチュク国王陛下とジツェン・ペマ・ワンチュク王妃陛下のご成婚の儀が行われた。両陛下は、同年11月15日～20日、国賓として訪日された。

外交・国防

1. 外交

(1)非同盟中立政策を外交の基本方針としつつ、近隣諸国との関係強化を図っている。1971年に国連に加盟。ブータンは、1980年代に入るとバングラデシュ、ネパールを始めとする近隣諸国の他、日本、西欧等との間で外交関係を樹立する等対外関係を拡大し、2001年には豪州、シンガポールと、また、2003年にはカナダとも外交関係を正式に樹立した。現在、33カ国及び欧州連合との間に外交関係を有している（国連安保理常任理事国とは外交関係を有さない）。

(2)地域協力機構として1985年12月に発足したSAARC（南アジア地域協力連合）を重視し、その発展のため積極的な対応を行っている

世界の憲法(1) 立憲君主国の憲法

(ブータンは原加盟国)。2010年4月には、首都ティンブーにて SAARC 首脳会合を開催。また、2004年4月には ACD (アジア協力対話) に加盟した他、2004年8月には BIMSTEC (多面的技術経済協力のためのベンガル湾構想) に加盟した。

(3)インドとは、1949年のインド・ブータン条約により特殊な関係(対外政策に関するインドの助言)にあったが、2007年3月の改定により同助言に関する条項は廃止され、経済協力、教育、保健、文化、スポーツ及び科学技術の分野での協力関係の促進を謳った新たな規定が盛り込まれた。

(4)1980年代のブータン政府の国家のアイデンティティー強化施策(例：ゾンカ語の普及、ブータン式の服(「ゴ」「キラ」)の公式の場での着用義務づけ等)、国内のネパール系住民の反発を招き、1990年秋に南部ブータンで一部ネパール系住民による反政府デモが展開され、反政府活動グループと警官隊との衝突で死傷者が出る事件も発生し、90年以降、ネパール系ブータン難民がネパール国内に流入。2007年11月より第三国定住プロセスが開始され、2011年8月までに約5万人の移住が完了した(内訳：米国(4万2千人)、カナダ(2,400人)、豪(2千人))。難民の第三国定住プログラムとしては世界最大規模となっている。ネパールの難民キャンプには、約6万2千人の難民が残っており、このうち約4万7千人が第三国定住を希望。2011年4月、ティンレイ首相のネパール訪問の際、2003年から中断していた両国政府による難民帰還に関する協議再開に合意した。

2. 軍事力

(1)予算 約17百万米ドル(2006年：推定)

(2)兵力 約1万名 1) ブータン国王軍：約7,000名、2) ブータン国王親衛隊：約2,000名、3) ブータン警察：約1,000名。なお、ブータン国王軍は志願兵制。

(3)兵力 小規模な陸軍部隊。

(4)駐留外国軍 インド軍事顧問団（ティンブーその他主要地点に駐留し、軍事支援を提供。）

以上、外務省「各国・地域情勢」HP（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/bhutan/data.html>）を参照し、一部加筆した。

(2)ブータンの憲法

1 ブータン憲法の成立とその内容

ブータン王国のワンチュク国王は2008年7月18日、同国初の成文憲法（2001年から司法、宗教、産業界などの代表で組織する起草委員会が草案づくりを進め、草案は国民全員に配布された）に署名、即日施行された。

憲法は、国王親政（国王〔天子〕がみずから政治を行うこと）から立憲君主制への移行を目指すもので、主権在民や議会制民主主義のほか、民主的な立憲君主制を明記（国王が即位できるのは21歳からで、65歳で退位。男性の後継者がいない場合は女王も認める。国王が憲法に背く行いをした時は、議会の4分の3、国民投票の過半数の支持で国王の「解任」もできる）したほか、国土の60%を森林として残すことを規定（「政府は、国家の天然資源を守り、脆弱な山岳生態系の悪化を防ぐため、国土の最低60%が森林に覆われていることを保障する」）、さらに、環境保護法制も「予防原則」（環境への悪影響が科学的に十分証明されていなくても、予防的に化学物質の使用を制限したり、開発行為をやめたりするという考え方で、先進国でも採り入れている国は少ない）に基づいたものにするなど、ユニークな内容が盛り込まれている。

また、ブータンが提唱している、自然や文化を保全しながら独自の発展を進める国民総幸福（GNH）という概念が反映され、「国は文化遺産を守り、奨励するように努める」、「生物多様性の保全への貢献は国民の義務である」という条文もある。

2 総選挙の実施

憲法の施行に先立って2008年3月24日、立憲君主制の新憲法草案に基づき初の総選挙となる国民議会（下院＝定数47、全小選挙区。王制を否定する政党は出馬できなかった）が実施され、調和党が44議席（得票率67%）を獲得、多数政党が政権を率いる議会制民主政治がすでに始まっている。有権者は31万8,765人で投票率は79.4%。総選挙に参加したのは調和党と人民民主党の2党。調和党からは首相を含む閣僚経験者5人が立候補。人民民主党からは現国王の母方のおじ2人が立候補し、ゲドゥップ元農相は党首であったが、国民の中から「王家と親せき関係にある人物が政府を乗っ取り、富を得ようとしている」との批判が起こり、党首は落選した。

* ブータン憲法の条文セレクト

ブータン憲法前文

「われわれブータン国民は、光あふれる三宝（さんぼう＝仏語。仏と、仏の教えである法と、その教えを奉じる僧の三つの宝。仏・法・僧）の祝福と、われわれの護法神の守護と、われわれの指導者（リーダー）の知恵と、永遠に続く栄光あるブータンとその美しき人々の幸運と、ジグメ・サンギェ・ワンチュク国王陛下の指導の祝福を受け、正義と平穏を確実にし、自由の恩恵の確保し、統一を強化するために、かつ幸福と福祉の向上を図るため、ブータンの主権を強化することを厳粛に誓い、ここにブータン王国の憲法を制定する」。

同第5条第1項

「すべてのブータン国民は、現在および将来において王国の天然資源と環境の利益を享受する。また、すべての国民は、自然環境保護、生物多様性の維持に努める義務を有し、かつ、環境に優しい慣習や政策を採用・支援することを通じて、騒音、視覚および物理的汚染を含むすべての環境劣化を予防する義務を負う。」

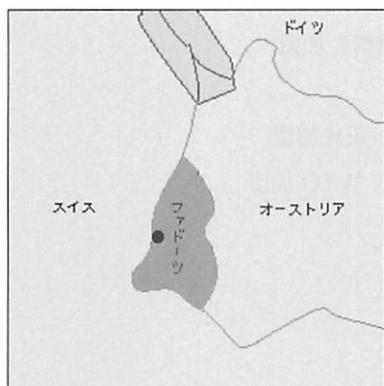
同第3項

「政府は、国内の天然資源および生態系の劣化を予防し、かつ、ブータン国土の森林の最低60%を永久に維持しなければならない」。

(以上、ブータン憲法の英語訳を参考に邦訳した。)

5. リヒテンシュタイン

(1)リヒテンシュタイン公国 (Principality of Liechtenstein) のくになら



一般事情

1. 面積：160平方キロメートル（小豆島にほぼ相当）
2. 人口：約35,000人（2006年末時点）
3. 首都：ファドーツ（人口約5千人）
4. 民族：主としてゲルマン民族（外国人約34%）
5. 言語：独語
6. 宗教：カトリック約80%，プロテスタント約7%
7. ナショナル・デー：8月15日
8. 略史

世界の憲法(1) 立憲君主国の憲法

ヨハン・アダム・アンドレアス侯が、1699年、シェレンベルク領（現在の低地部）を、ついで1712年、ファドーツ領（現在の高地部）をそれぞれ購入し、公国の基礎を固める。

1719年 神聖ローマ帝国カール6世が両領に対し自治権を付与、リヒテンシュタイン公国に昇格。

1852年 オーストリアと関税同盟締結。

1919年 オーストリアが第1次大戦に敗北、ハプスブルク帝国崩壊。
→リヒテンシュタイン、オーストリアとの関税同盟を解消。

1921年 憲法制定

1923年 スイスと関税同盟を締結、スイス・フランの導入。

1975年 OSCE（欧州安全保障協力機構）加盟

1990年 国際連合加盟

1991年 EFTA（欧州自由貿易連合）正式加盟

1995年 EEA（欧州経済地域）加盟、WTO加盟

2003年 憲法改正

政治体制・内政

1. 政体：立憲君主制

2. 元首：ハンス・アダム2世（第15代公爵）写真=111頁

3. 議会：一院制、全25議席。議員の任期は4年。選挙区は、ウンターラント（低地地区、15議席）とオーバーラント（高地地区、10議席）。

4. 政府

(1)首相 クラウス・チュッチャー（祖国連合、VU）

(2)外相 アウレリア・フリック（進歩市民党、FBP）（女性）

5. 内政

(1)1989年11月、フランツ・ヨーゼフ2世の逝去に伴い、ハンス・アダム2世が即位。その後、2004年8月、ハンス・アダム2世はアロイス

皇太子を摂政（国家元首代行）として全権を移譲。

(2)政府・議会

- ・政府は、首相を含めて5名の閣僚によって構成される。閣僚の任期は4年。
- ・1938年から1997年まで、祖国連合（VU）及び進歩市民党（FBP）の連立政権が続いたが、1997年2月の議会選挙の結果、進歩市民党が議席を減らし、同4月から祖国同盟の単独政権が誕生。
- ・その後、2001年2月の議会選挙で進歩市民党が単独過半数を獲得、同4月から祖国同盟に代わって進歩市民党の単独政権が発足した。
- ・2005年3月の議会選挙では、祖国連合（VU）、進歩市民党（FBP）が共に単独過半数を獲得できなかったことから、両党の連立政権が発足。
- ・2009年2月の議会選挙では、祖国連合（VU）が25議席中13議席と単独過半数を獲得したものの、祖国連合と進歩市民党（FBP）の連立政権が維持された。

(3)地方政治

11のゲマインデ（地方自治体）がある。最も人口が多いのはシャーレン（約5700人）、最も少ないのはプランケン（約360人）。

外交・国防

1. 非武装中立

1866年の普墺戦争を契機として非武装中立政策をとるに至り、今日まで同政策を維持している。

2. スイスとの特殊関係

リヒテンシュタイン公国の在外公館は在スイス大使館及び欧州評議会（ストラスブール）常駐代表等に限られ、他の多くについては、スイスがリヒテンシュタインの利益代表を務める（1919年の合意に基づくもの）。

3. 軍事力

世界の憲法(1) 立憲君主国の憲法

軍は 1868 年に最終的に解消。その後は軍を有さず。

以上、外務省「各国・地域情勢」HP (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/liechtenstein/data.html>) を参照し、一部加筆した。

(2)リヒテンシュタインの憲法

1 リヒテンシュタインの憲法

(1)君主制の国

リヒテンシュタインの元首は、公爵であり、国家君主の地位にある。公爵は、リヒテンシュタイン家の当主による男子世襲制で、欧州他国の君主が象徴・儀礼的存在であるのに対して、非常に強大な政治的権限を有している。

そのため「ヨーロッパ最後の絶対君主制」と言われることもあるが、立憲政治、法の支配が確立されており、立憲君主制に分類することもある。また EU 諸国と同様、国民の市民的自由は十分に保障されている。

議会は一院制で、ラントターク (Landtag) と称する。議員定数 25 名、任期 4 年で、解散もある。選挙は、複数投票制と比例代表制を組み合わせた直接選挙で行われる。女性参政権が認められたのは、世界的に見ても遅い 1984 年である。なお、死刑制度は廃止されている。

(2)議院内閣制

リヒテンシュタインは、議院内閣制を採用している。行政府の長である首相は議会の第一党党首が公爵によって任命される。また、副首相には第二党の党首が任命される。

2 リヒテンシュタインの憲法政治

(1)絶対君主制？

絶対君主制と言われる所以について、リヒテンシュタインは、かつて存在した専制的な絶対君主制国家とは異なるが、立憲君主制国家とも言

い難い。リヒテンシュタイン公爵は君主大権を保持し続けており、君主が強大な政治的権限を有する欧州唯一の国である。

(2)公爵による政治

リヒテンシュタイン家が富裕であり、国庫からの歳費収入に依存していないこと、歳費を必要としていないということは、議会・政府側が有力な交渉上の切り札（「歳費の支給を停止する・増額する」など）を有していないということになる。また、移入君主であるリヒテンシュタイン家の財産は、ハプスブルク家の重臣としてウィーンなどにおいて蓄積されたものであり、同家の私有財産でしかなく、リヒテンシュタイン公国とは無関係である。このため、議会・政府側は財産を収公するための大義名分（「もとをただせば国民の物」など）を持っていない。また財産の大部分が国外にある現状では、リヒテンシュタイン政府が国有化宣言等を行ったとしても実効性を確保できない。

ちなみにリヒテンシュタイン家が国外に所有する私有地の面積の合計は、リヒテンシュタイン公国の国土を軽く凌ぐものである。地価総額もリヒテンシュタイン家の私有地の方が遥かに高額である。同家の資産総額は約30億ユーロ（約3,000億円）とされる。そして1990年代以降、リヒテンシュタイン家は歳費を返上しており、経済的に完全に自立してしまっている。

(3)君主大権の伝統

1930年代のナチズムの台頭に対し、君主大権を行使しこれを防いだ歴史は、公爵による支配を肯定する根拠の一つになっている。かつて、ドイツでのナチスの躍進にともなって公国内でもナチス支持者が増加し、次回総選挙では多数の当選者がでることが予測されていた。この危機に対して、当時の国王は、君主大権によって総選挙を無期延期とし、ナチスの勢力拡大を防いだ。この時総選挙が延期されずに実施されていたならば、リヒテンシュタイン公国は、ナチス・ドイツへの併合あるいは枢軸陣営での参戦などという事態となり、第二次世界大戦の惨禍をま

世界の憲法(1) 立憲君主国の憲法

ともに受けていたと考えられている。リヒテンシュタイン家では、この間の経緯について「君主大権の行使により国難を未然に回避した」と自負しており、君主大権を保持し続けることの正当性としている。

(4) 2012年国民投票

リヒテンシュタイン公国では、2012年7月1日、公爵の権限を制限するかどうかを問う国民投票が実施された。約76%の反対多数で否決された。今回の投票では、重要政策を決める際に行われる国民投票の結果については、公爵が拒否権を行使できないように憲法を改正することの是非が問われたが、国民は、公爵が独立した立場で裁定する仕組みが小国には必要だと判断した。

同国政府の発表によると、反対76.1%、賛成23.9%で、有権者は約1万9千人、投票率は82.9%だった。

今回の国民投票の結果が示すとおり、リヒテンシュタインという国は、公爵の君主大権を維持することを再確認したといえる。しかしながら、同国憲法第2条の規定にあるように「国家権力は、公爵と国民に固有のもの」である以上、今後、同国において民主主義・国民主権の主張が強まる可能性は大いにあるだろう。そうは言っても、くにとがらを考えれば、特殊性を大事にする見方も必要なのかもしれない。

*リヒテンシュタイン憲法の条文セレクト

1921年リヒテンシュタイン憲法第1条

「(1)リヒテンシュタイン公国は、ファドーツとシュレンベルク両地域からなり、ファドーツ地域は、ファドーツ、バルザース、プランケン、シャーン、トリーゼン、トリーゼンベルクから構成され、シュレンベルク地域は、エシェン、ガンプリン、マウレン、ルゲール、シュレンベルクから構成される。

(2)ファドーツは首都であり、国家機関の所在地である」。

同第2条

「公国は、民主制と代議制に基礎を置く世襲の立憲君主制国家である。国家権力は、公爵と国民に固有のものであり、それは現行憲法の規定にしたがって行使される」。

同第6条

「ドイツ語は国語であり、公式な言語とする」。

同第44条

「武器を保有するすべての者は、60歳に達するまでは、緊急事態における自国の防衛に奉仕する責任がある。この緊急事態以外に、警察部隊および国内秩序の保全の条項に必要な限りを除いては、軍隊を編成または保持しない。詳細は、法律でこれを定める」。

(以上、リヒテンシュタイン憲法の原文 <http://www.verfassungen.eu/lie/verf21-i.htm> を邦訳した。)

(さいとうこうき・本学教授)